

平成 25 年 5 月 21 日

教職員

各位

学 生

医学部長

歯学部長

薬学部長

構内長期放置自転車等の処分について（通知）

構内長期放置自転車等について、下記のとおり処分を行いますので、医学部、歯学部、薬学部に長期間放置している自転車、バイク等について、お心当たりのある場合は、早急に撤去くださるようよろしくお願いします。

なお、平成 25 年 6 月 21 日までにお持ち帰りのないときは、所有者がないものとして処分いたしますので、ご注意願います。

記

1 警告ラベル添付期間 平成 25 年 5 月 21 日（火）～平成 25 年 6 月 21 日（金）

2 警告文内容

この自転車は、長期間放置したままになっております。
平成 25 年 6 月 21 日（金）までにお持ち帰りのないときは、所有者がないものとして○学部において処分します。

平成 25 年 5 月 21 日

徳島大学○学部長

3 所管警察署への盗難自転車の照会時期 7 月上旬

4 不要自転車等の処分予定 7 月下旬